

徳島県規則第七十一号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項の表徳島県南部総合県民局の政策防災部の項を削り、同表徳島県南部総合県民局の項中「地域創生部」を「地域創生防災部」に改め、同表徳島県西部総合県民局の項を次のように改める。

徳島県西部 総合県民局	地域創生観光部 保健福祉環境部 農林水産部 県土整備部	美馬庁舎	美馬市脇町
	出納室	三好庁舎	三好市池田町
		三好市池田町	

第五十一条第二項中「政策防災部及び地域創生部（徳島県西部総合県民局に限る。）」を「地域創生防災部及び地域創生観光部」に改める。

別表第七政策防災部の項及び観光振興部の項を削り、同表地域創生部の項の項名を「地域創生防災部及び地域創生観光部」に改め、同項第一号及び第二号中「（徳島県西部総合県民局に限る。）」を削り、同項第三十九号を第四十一号とし、第三十五号から第三十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十四号中「（徳島県南部総合県民局にあつては、政策防災部の分掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第三十六号とし、同項第三十三号を第三十五号とし、第二十二号から第三十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中「徳島県西部総合県民局」を「地域創生観光部」に改め、同号を同項第二十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十二 徳島県立南部防災館の管理に関すること（地域創生防災部に限る。）。

別表第七地域創生部の項第二十号中「（徳島県西部総合県民局に限る。）」を削り、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「防災意識」の下に「及び減災意識」を加え、「（徳島県西部総合県民局に限る。）」を削り、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「及び防災対策」を「並びに防災対策及び減災対策」に改め、「（徳島県西部総合県民局に限る。）」を削り、同号を同項第十九号とし、同項第十七号中「（徳島県西部総合県民局に限る。）」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「徳島県西部総合県民局に」を「地域創生観光部に」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「徳島県西部総合県民局」を「地域創生観光部」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 物産の振興及び販路拡張に関すること。

別表第七農林水産部の項第二号中「観光振興部」を「地域創生観光部」に改める。

附 則

この規則は、令和二年七月十八日から施行する。